

### 町内会活動を支援します

市は、町内会活動を支援するための事業を行っています。令和6年度に活用していただける事業は左表のとおりです。

令和6年度に町内会で活用できる事業一覧		
事業	内容	担当課
行政協力報奨金	町内会を通じた行政協力業務などに対する報奨金	①
防犯カメラ設置事業補助金	地域の防犯目的のために設置する防犯カメラに対する補助金	
地域集会所整備費補助金	地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備に対する補助金	
【新規】防犯灯設置費補助金	暗くて通行に支障がある、または防犯上不安のある生活道路に町内会などが防犯灯を設置する取り組みに対する補助金(申請には条件があります。)	
【新規】高梁市出身者等受入事業奨励金	町内会が環境美化活動や伝統文化継承などのために取り組む事業に市外在住の高梁市出身者などを受け入れ、協働で実施する事業を支援	②
ごみ減量化協力団体報奨金	資源回収を実施した団体に対する報奨金	
ごみ等収集施設設置費補助金	ごみステーションの新設、修繕に対する補助金	
自主防災組織活動促進事業補助金	自主防災組織の活動などに対する補助金	③
道路維持管理作業報奨金	市道などの維持管理作業(草刈りなど)に対する報奨金(詳しくは下表をご覧ください)	④⑤⑥
小規模建設工事補助金	市道などの新設・改良・修繕に対する補助金(詳しくは13ページをご覧ください)	④⑥

#### 道路維持管理作業報奨金

対象作業	町内会およびこれに準じるものとして、あらかじめ市長が指定した団体が次の作業を行ったとき ア. 道路の路肩(概ね1m程度の幅)の雑草、雑木等の草刈り イ. 道路上のごみや転石などの除去 ウ. 側溝清掃(側溝がある場合)
支給額	・(ア)~(ウ)全てを年2回以上実施...1,500円/100m ・(ア)~(ウ)全てを年1回のみ実施...1,000円/100m ・(ア)~(ウ)全てを年2回以上、2団体以上、共同で実施(事前に相談が必要)...2,500円/100m
申請に必要な書類	実施報告書と作業状況写真(作業終了ごとに提出)を建設課、農林課、西部土木事務所、各地域局へ提出。報告書は提出先に備えているほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。



- ①市民課 ☎ 21 - 0254
- ②環境課 ☎ 21 - 0259
- ③防災復興推進課 ☎ 21 - 0246
- ④建設課 ☎ 21 - 1204
- ⑤農林課 ☎ 21 - 0222
- ⑥西部土木事務所 ☎ 45 - 4510

### 小規模土地改良工事助成

農地および農業用施設(農道・水路・頭首工・ため池)の小規模な災害復旧工事などに対し、助成金や材料の支給を行います。 ※着工前に申請書と添付書類(見積書など)を提出してください。

対象事業および対象経費	助成額
農地の災害復旧(土砂撤去のみ) ○災害雨量があった地区内で、対象経費が40万円以下 ○補助災害採択後、復旧までに相当期間かかる場合に営農の支障となっている部分の応急修繕 対象経費 車両機材のリース料、回送費、保険料	対象経費の90% (上限36万円)
農業用施設(農道・水路・頭首工・ため池)の維持管理、改良、災害復旧 ○対象経費が40万円以下 ○2戸以上の利用があること(災害復旧は1戸以上で可) 対象経費 車両機材のリース料、回送費、保険料、原材料費	

農林課 ☎ 21・0222  
西部土木事務所 ☎ 45・4510

### 5月は消費者月間です

令和6年度の消費者月間のテーマは「デジタル時代に求められる消費者力とは」です。

デジタル化やAIなどの技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」という基礎的な力も引き続き高めていくことが求められています。

行政や事業者などから得た情報を使って、自分の生活に必要なデジタル技術のノウハウを蓄え活用し、トラブルを避けながら、より豊かな消費生活を安全・安心に営みましょう。

○詐欺の電話や勧誘話に注意!  
○お金を払うと、もう取り戻せません!

市民課 ☎ 21・0254

### 文化振興基金助成事業を募集

文化芸術の推進や歴史的文化の保護、保存と活用を図る事業を募集します。

対象 市内の団体など  
対象事業

- ① 歴史的文化の調査・保護
  - ② 文化の普及・顕彰
  - ③ 文化の交流・研修
  - ④ 優秀芸術の誘致・収集
  - ⑤ 文化施設の整備
  - ⑥ 歴史的重要施設の整備
  - ⑦ 地域の活性化促進を図るための施設整備など
- ※対象とならないもの  
① 営利を目的とする事業  
② 特定の政治・宗教・営利団体などの活動および宣伝を目的とする事業など
- 助成額 事業経費の2分の1以下  
申し込み 5月31日(金)まで  
社会教育課 ☎ 21・1516

### 小規模建設工事補助金

市道・河川・赤線(里道)・青線(水路)において新設、改良、修繕、または災害復旧工事を地区が施工する場合に補助金を支給します。

補助の対象

- ① 公益性があり、地区の合意がなされている。
  - ② 用地、隣接および利害関係人の同意がある。
  - ③ 傷害保険などへの加入など、安全施行への配慮がなされている。
  - ④ 災害復旧工事の場合は国、または県などの補助事業の対象とならない。
- ※右記要件をすべて満たす必要がありません。
- 補助内容 工事に要する経費の10分の9、または80万円のいずれか低い額  
災害復旧工事の場合は、10分の9、または160万円のいずれか低い額

その他

・着工前に申請が必要  
・様式などは建設課、西部土木事務所、または各地域局に備えています。

### のびっこクラブ会員募集

高梁公民館では、0~4歳の子どもと保護者を対象とした乳幼児学級「のびっこクラブ」の会員を募集しています。

活動内容 クリスマス・リトミック・親子体操など、親子で楽しめる活動を年間10回程度計画しています。

詳しくは、高梁公民館へお問い合わせください。

高梁公民館 ☎ 21・0180



建設課 ☎ 21・1204  
西部土木事務所 ☎ 45・4510